

## 第9回

# 加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会 議事録

消費者庁食品表示企画課

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課

## 第9回加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会 議事次第

日 時：平成28年10月5日（水）10:00～12:04

場 所：農林水産省講堂

1. 開 会
2. 今後の加工食品の原料原産地表示制度について
3. その他
4. 閉 会

○森光座長 おはようございます。10時定刻となりましたので、第9回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」を開催させていただきます。

本検討は、公開で行います。

本日は、鈴木委員及び竹内委員から欠席の御報告をいただいております。また、金井委員は現在、交通事情によりまして到着がおくれております。本日は、私を含めまして15名の出席となります。よろしく願いいたします。

それでは、申しわけありませんが、ここで報道関係の皆様は傍聴席へお移りいただきますようお願いいたします。また、カメラにつきましては、御退席の準備をよろしくお願いいたします。

(カメラ退室)

○森光座長 今、金井委員が到着いたしました。

それでは、事務局より配付資料の確認をお願いいたします。

○赤崎食品表示企画課長 それでは、資料の紹介をいたします。お手元にお配りしております配付資料一覧とあわせて御確認願います。

まず、議事次第、座席表、資料1「今後の加工食品の原料原産地表示制度（案）について」、資料2「加工食品の原料原産地表示に対する要望」、参考資料1「『今後の加工食品の原料原産地表示制度（案）について』のイメージ図」、参考資料2「原料原産地表示の想定される状況について」でございます。

委員のお手元には、このほかに、第8回までの検討会資料一式、これまで提出された要望書等のつづりを配付資料としてお配りしております。

以上が本日の資料でございます。

○森光座長 ありがとうございます。

それでは、議事に移ります。まず、前回も御確認いたしました、全ての加工食品を対象とするために実行可能性の検討を進めたいと考えております。前回までの議論では、消費者の求める情報として、国別表示が原則であること、すなわち拡大に向けてこの検討会があること、そして、国別表示を原則とした場合、やはり一部の事業者で実行可能性を踏まえると表示困難な場合があるので、本日この点について、どれだけの割合かという資料が出てまいりますが、一定条件下で事業者の皆様が実行可能な方法をとるということを認めること。そして、同時にこれには消費者の誤認を防ぐ方策を講じていくということを確認してまいりました。前回の検討会で可能性表示、大括り表示及び中間加工原材料の表示について事務局から例示していただき、議論をしていただいた次第です。

それを踏まえまして、本日は、今後の加工食品の原料原産地表示制度について、国別表示を原則としつつ、表示対象を全ての加工食品とし、国別表示が困難な場合の認める条件を考え、消費者に誤認を与えないようにする方策などについて、改めてここに案を事務局とともに取りまとめまいりました。委員の皆様には、これらの資料をもとに、実行可能か否か、認める場合の条件や誤認を防ぐ方策は適切かという観点から、議論をさらに進め

ていただくよう、本日はよろしくお願ひ申し上げます。

これまで本検討会は、委員の皆様からのさまざまな御意見をいただき、議論を重ねてまいりました。私、座長といたしましては、委員の皆様から100点満点いただけるよう取りまとめたいと思う気持ちは重々ありますが、これまでの検討会場で委員の方から御発言がありましたように、最終的に本検討会としての合意形成を図るためには、委員の皆様がそれぞれ歩み寄っていただいて、議論を前に進め、それでもって皆様、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保を少しでも進めていこうという姿勢で、ぜひ皆様から建設的な御議論をいただければ大変幸甚に考えております。

では、事務局から資料について御説明をよろしくお願ひいたします。

○船田食品表示企画課課長補佐 おはようございます。食品表示企画課の船田でございます。

私から、資料1について御説明します。私の説明の後に、続けて農林水産省から参考資料について御説明していただく予定でございます。

まず、資料1「今後の加工食品の原料原産地表示制度（案）について」でございます。ただいま座長からも御説明がありまして、前回までの検討会での議論を踏まえまして、座長の御指示によりまして、原料原産地表示制度（案）を作成いたしましたので、ここで御説明いたします。

1ページをごらんください。ここでは、義務表示の対象となる加工食品の範囲をどうするのか、また、義務対象となる原材料の範囲をどうするのかということについて提案しております。上段、青色の囲みの部分でございますが、「全ての加工食品について、重量割合上位1位の原料の原産地を義務表示の対象とする」としております。

資料左側でございますが、義務表示の対象となる加工食品について、国内で製造し、または加工した全ての加工食品を義務表示の対象とすることといたします。

なお、現行の食品表示基準に則しまして、対面販売である等の理由から表示は要しないこととされている事項がございます。以下のような3つの場合、原料原産地表示を含めて義務の適用外とすることを考えております。ポツが3つございます。食品を製造し、または加工した場所で販売する場合、いわゆるインスタ加工と呼んでいますけれども、その場で製造し、その場で対面販売等をする場合。また、不特定または多数の者に対して譲渡（販売を除く）する場合、いわゆる試供品とか景品を配る場合。あと、容器包装に入れずに販売する場合、この場合はばら売りとかはかり売りと呼んでいますけれども、包装せずに売る場合も適用外とします。

また、容器包装の表示可能面積がおおむね30平方センチメートル以下の加工食品にあっては、表示スペースのことも考慮しまして、原料原産地表示を省略することができることとします。

次に、義務表示の対象となる原材料についてでございますが、事業者の実行可能性を勘案しまして、製品に占める重量割合が上位1位の原材料を義務表示の対象とすることとし

ます。

一方、冠表示につきましては、議論の中でも、どこまでを冠表示とみなすかなど、定義することが難しいという意見がございました。今回、義務表示の対象とはせず、ガイドラインなどによりまして自主的に表示を行っていただくことにすると考えております。

資料右側の表示例でございますが、重量順位1位の原材料に原料原産地を表示した場合で、国別表示を行った場合の表示例という形になります。緑茶、あじの開き、これは今までの22食品群に含まれるものですが、カレーですとかロースハム、トマトケチャップなどに、重量上位1位のものについて新たに表示されることになるということでございます。

2ページをごらんください。義務表示の方法として、国別重量順表示と書いてあります。上段青色の囲みで書いてあるところですが、現行ルールであります国別重量順表示の考え方について、今後の原料原産地表示の制度におきましても、国別重量順表示を原則としますということになります。ただし、実行可能性を考慮した場合に、これまで検討してきたとおり、国別重量順での表示が難しい場合には、消費者の誤認を防止するための方法を明確にした上で、例外の表示を認めることとしますということでございます。

左側ですが、国別重量順表示の方法は、これまでどおり対象原材料の産地について、国別に重量の割合の高いものから順に国名を表示することを原則とします。

また、現行ルールで定めておりますけれども、原産国が3カ国以上ある場合は、3カ国目以降を「その他」と表示することができることにします。

その上で、国別重量順表示の例外としまして、事業者の実行可能性を勘案しまして、過去の実績等を踏まえた可能性表示、大括り表示を一定条件下で認めるとともに、中間加工原材料の製造地表示を認めることとします。具体的内容につきましては、次ページ以降で御説明します。

資料右側には、国別重量順表示を行った場合の例が書いてあります。あと、3カ国目以降を「その他」と表示した場合の表示例も示しております。

3ページをごらんください。例外1、可能性表示でございます。上段青色の囲みのところですが、「国別重量順表示を行った場合に容器包装の変更が生じると見込まれる場合には、過去実績等を踏まえた表示（以下「可能性表示」という。）を行うことができる」という提案でございます。

具体的には左側ですが、可能性表示とは、使用可能性のある複数国を、使用が見込まれる重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示できることとします。この場合、原則としまして、過去の取り扱い実績に基づき表示することになります。

また、原産国が3カ国以上ある場合は、3カ国目以降を「その他」と表示することができることにします。

右側の表示例の3つ目のところで、「豚肉（カナダ又はアメリカ又はその他）」とする表示例を示しております。

可能性表示を認める条件としては、対象原材料の過去一定期間における国別使用実績、または、新商品等の場合には今後一定期間の予定を使用計画から見て、国別重量順表示を行おうとした場合に、産地切りかえなどのたびに容器包装の変更が生じてしまい、国別重量順表示が困難であると見込まれる場合に、認めることといたします。あくまで産地切りかえによって包材の種類が多くなることによる困難性があると認められる場合と考えております。

ただし、消費者の誤認が生じないように、過去の使用実績等に基づく表示であることを原産国の表示とともに容器包装に注意書きすることを義務とするということでございます。

可能性表示を行った場合の表示例を示しておりますが、いずれも※の赤字の部分ですが、注意書きを付すということが条件になります。

続きまして、4ページをごらんください。例外2としまして、大括り表示についてお示ししております。青色の囲みの部分ですが、「国別重量順表示を行った場合に、3以上の外国の産地表示に関して容器包装の変更が生じると見込まれる場合には、『大括り表示』を行うことができる」という提案でございます。

具体的には、左側を見ていただくと、大括り表示とは、3つ以上の外国を「輸入」とくくって表示できることとします。前回までは2つ以上の外国の場合も想定していましたが、今回は3つ以上ということで、ちょっと条件のハードルを高くしているという状況でございます。このことによりまして、外国の産地が2カ国までのときには、国別表示もしくは可能性表示という形になることとなります。

あと、輸入品と国産を混合して使用する場合、輸入品を合計してという形になりますけれども、国産との間で、重量の割合の高いものから順に表示することとします。

右側の表示例で示していますように、国産と輸入原料を使用している場合に、国産の重量割合が高ければ「(国産、輸入)」、輸入原料のほうが重ければ「(輸入、国産)」という表示をしていただきます。

あと、大括り表示を認める条件でございますが、可能性表示と同様に、過去実績等を踏まえた場合に、国別重量順表示を行おうとしたときに、3以上の外国の産地表示に関して、産地切りかえなどのたびに容器包装の変更が生じてしまい、国別重量順の表示が困難であると見込まれる場合に認めるということになります。

大括り表示を行った場合の表示例としましては、そこに書いてありますロースハムとか、しょうゆの例を示しております。

続きまして、5ページをごらんください。例外の3つ目、大括り表示+可能性表示ということでございますが、上段青色の囲みのところ「『大括り表示』を用いても容器包装の変更が生じると見込まれる場合のみ、『大括り表示+可能性表示』を行うことができる」という提案でございます。

大括り表示+可能性表示ですけれども、3以上の外国を「輸入」と大括りした上で、「輸入」と「国産」を、使用が見込まれる重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表

示できるというものとなります。この場合、原則としまして、過去の取り扱い実績に基づき表示することといたします。

認める条件ですけれども、実績という考え方からすると、他の例外の表示方法と同じなのですが、大括り表示を行おうとした場合に、産地の切りかえなどのたびに容器包装の変更が生じてしまい、大括り表示のみでは表示が困難であると見込まれる場合に、認めることとなります。

具体的には、ちょっと右側の例示を見ていただくと、月別実績例という形で横バーの図式を書いてあります。A国、B国、C国、国産、原材料はこの4つを仕入れて製品をつくる場合、1年の中で仕入れ先国の割合が月単位で変化する場合というものを示してございます。国産は年間を通じて見ますと、全体的には4位なのですが、10月から12月にかけては1位になってしまう期間もあるということになります。このように原材料の調達を行う製品があるわけなのですが、ただ、こういった例はかなり少ないと予想されます。

なお、可能性表示でもありますので、消費者の誤認という考え方からすると、容器包装に注意書きすることを義務とするということになります。

あと、大括り表示+可能性表示を行った場合の表示例は、そこに書いてある例でございます。

6ページに移ります。義務表示の方法の中での例外の4つ目としまして、中間加工原材料の製造地表示というものを示しております。青色の囲みの中に「対象原材料が中間加工原材料である場合に、当該原材料の製造地を『〇〇製造』と表示する」という提案でございます。この場合、生鮮原料の産地というのは不明なのですが、例えば海外のどの国で製造されたかとか、国内で製造されたかの区別はつくということになります。

あと、中間加工原材料については、輸入する際の実産国等はわかるのですが、使用されている生鮮原材料にさかのぼって産地をトレースすることは困難ですということは、これまでも説明してきたとおりでございます。

資料左側のところ、中間加工原材料の製造地表示の方法としましては、重量順位1位の対象原材料が中間加工原材料である場合に、当該原材料を「〇〇（国名）製造」と表示します。

右側の表示例で見ますと、外国製造の場合ですが、「りんご果汁（ドイツ製造）」「チョコレート（ベルギー製造）」などの表示となります。小麦粉の場合、国内で製造している場合に「（国内製造）」という表示になるということでございます。

ただし、中間加工原材料である対象原材料の生鮮原料の産地が判明している場合には、「〇〇製造」の表示にかえまして、当該原材料名とともにその産地を表示することも妨げませんと書いてあります。つまり、右下のりんご果汁の例のように、りんごの原産地を表示することは可能ですということでございます。

あと、複数の製造国の中間加工原材料を混合して使用する場合、つまり、右側の4番目

のりんご果汁の例示のように、ドイツ産と国産の原料果汁を使用している場合に、「（ドイツ製造又は国内製造）」という表示が想定されます。この場合の考え方ですけれども、先ほどまで説明していた例外1～3の条件や誤認防止についての考えを準用しますということでございます。

続きまして、7ページをごらんください。新たな表示方法を導入するに当たりまして、共通事項についてお示ししました。可能性表示などの場合、誤認防止の方策としまして注意書きを必須とするということは説明したのですけれども、それとは別に、使用割合が極めて少ない産地について、例えば輸入と国産原料を使用している場合に、国産原料をほんの少ししか使用していないという場合もあるかと思えます。その場合、国産と表示してしまった場合に、国産原料がそれなりに入っていると消費者が誤認してしまう場合が想定されます。そのため、誤認防止のため、例えば割合を表示するのですとか、「〇〇産」と表示させないなどの表示方法を講じることを想定しております。

あと、現行の22食品群と4品目の表示方法につきましては、今後も国別重量順表示を原則としますので、その表示内容は維持しますということでございます。

おにぎりののりにつきましては、長屋委員から御提案があったところですが、のり単体につきましては22食品の中でも既に対象となっています。また、韓国のキムチのように広く国民に知られている食品について、韓国の場合ですと義務づけている場合もございます。さらに、実効可能性ということを考えてときに、のりの産地は国産以外に韓国とか中国に限られるということであれば、実行可能ではないのかということ、原料原産地の対象とすることとしますという御提案でございます。

あと、表示媒体ですが、消費者は産地情報の入手に当たりまして、容器包装の表示を参考としている場合が多いということはこれまでの検討会の中でもお示ししてきているところですが、そのため、義務表示は容器包装への表示により行うものとしたします。しかしながら、表示スペースの問題もありますので、補足的にインターネットなどにより詳細な情報開示を行うため、事業者の方々に自主的な情報開示に努めていただくということも、ここに書いてございます。

書類の備え置きでございますけれども、表示を監視するという面からも、過去の使用実績等の証拠となる書類の備え置き等を必要とすることといたします。

最後に、その他ということで8ページをごらんください。制度を運用していくに当たりまして、まず、これから食品表示基準の改正が必要となりますが、施行時期については、一定の周知期間を置くなどの経過措置の期間を置くこととします。

また、新たな表示方法を取り入れておりますので、事業者への周知とあわせて、消費者が誤認しない表示制度となるように消費者教育の推進を行っていかうということを書いてございます。

以上が資料1「今後の加工食品の原料原産地表示制度（案）について」の説明となります。



あと、お手元に参考資料1を用意してございます。そこに、御説明した内容をフロー図にしたものが書いてあります。後で参考にしていただければということでございます。

私の説明はこれで終わりますが、農水のほうから参考資料2を御説明させていただきます。

○大久保農林水産省消費者行政・食育課課長補佐 農林水産省でございます。

それでは、私のほうから、参考資料2「原料原産地表示の想定される状況について」という資料について、御説明させていただきます。

1 ページ目、まず、この資料で御説明している内容でございますが、ことし3月に本検討会において農林水産省から御報告させていただきました事業者調査の結果を、今回、改めてその際にお聞きした内容を再集計いたしまして、今回お示しさせていただいた表示方法のそれぞれの条件に合わせて見て、どのような表示が考えられるかというのを分析した資料となっております。したがって、前提となることし3月に報告させていただいた調査でございますが、お手元の資料のファイルの中にも当時の記録が残っているかと思えますけれども、この調査におきましては、可能な限り多くの品目を対象といたしまして、調査対象工場の経営規模も、大規模なものから小規模なものまで偏りのないように、可能な限り配慮して実施させていただいたものでございます。

結果的に33の事業所へお伺いして、それぞれの事業所様で製造されている商品のうち、生産数量の多いもの上位3位までの商品を聞き取りの対象として、どのような原材料を使っているかを調査したものでございます。

まずはこの資料、1 ページ目の左側のグラフになりますが、この調査で聞き取りした内容で、3月の当時に上位2位までの原料の範囲でどれだけの生産国の原料を使っているかというのを一旦お示ししておりますが、今回は、先ほど御説明させていただいた考え方で、重量順位1位のものについて義務対象としてはどうかという考え方をお示しさせていただいておりますので、この調査の結果を上位1位の原材料に限り再度カウントしてみたという結果が、この左側の円グラフでございます。

上から1カ国というものについて、割合だと46%、その下の括弧の45というのは実数になります。97商品のうちの45商品ということになります。2カ国、3カ国と、それぞれお示した内容の割合となっております。この中には当然、使われている原材料の種類といたしまして、生鮮原材料もございまして、中間加工原材料が上位1位に来ているという商品もございまして、それぞれの内訳について、右側に矢印でお示ししておりますが、1カ国、2カ国、3カ国という使用国別の内訳として、生鮮の原材料を使っているもの、中間加工原材料を使っているものというのをお示ししてございます。全体ですと、97商品中の51商品が生鮮原材料を使っている商品、46商品が中間加工原材料を使った商品という結果になってございます。

続いて、2 ページでございます。こういった生産国数の条件を、今回お示しさせていただきました表示の方法に当てはめて考えた場合に、こういった表示がなされるのかという

のを想定したグラフとなっております。1 ページで御紹介させていただいた97商品で、このうち生鮮原材料を使っている51の商品についてピックアップして、その内容、使われている国数の条件を今回の表示方法に当てはめて考えてみた場合に、こうなりますというのが2 ページ目のグラフの内容になります。

右側、青い部分がまずは1 カ国の場合、ここは表示方法とすれば、1 カ国しかございませんので、国名をそのまま書いていただく国別重量順の表示しか選択肢はございません。国名をそのまま書いていただくということになります。

続いて、2 つ目のカテゴリー、赤い部分でございますが、ここは原料の国数が2 カ国または外国産2 カ国＋国産という場合。ここは当然のことながら、原則である国別重量順の表示がまず基本となります。それに加えて、国別重量順の表示がどうしても行えない場合には、AまたはBという可能性表示が選択可能となりますというグループが、この赤い部分のグループになります。

続いて、3 つ目の灰色のグループですが、これは外国産のみ3 カ国以上使っているというグループになります。これはもちろん原則の国別重量順の表示、可能であればこれを選択していただく。さらに、それがどうしてもできない場合には可能性表示。さらに加えて、3 カ国以上ある場合には大括り表示が条件として選択可能になります。

最後に4 つ目のグループ、黄色い部分でございますが、これは外国産が3 カ国以上の条件に加えて、国産もさらに原料として使用しているグループになります。このグループになりますと、原則の国別重量順表示、可能性表示、大括り表示に加えまして、これら3 つの表示でもどうしても表示できないという場合に、大括り＋可能性表示というのがこのグループの中で条件として認められるということになります。

私からの説明は以上になります。

○森光座長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から御説明した内容について議論をしていきたいと思っております。時間は全体で80分程度とりたいと思っておりますが、資料を各項目に分けて今回も議論させていただきます。

資料1をお手元に用意していただきますとありがたいです。すなわち資料1の1～2 ページが原則に当たるところの国別表示等に関するところ、そこをまず1 つのくくりとして議論させてください。2 番目に、3～5 ページに入ってくださいと、例外1、例外2、例外3、関連する3 つの項目としてこれを一まとめにして御議論いただき、3 番目には、資料1の6 ページ、中間加工原料の製造地表示に関することについて一固まりにさせていただきます、最後、その他の部分を含めた共通事項を4 つ目とさせていただきます、4 つに分けて議論させていただきたいと思っております。

市川委員、どうぞ。急ぎで何かありますでしょうか。

○市川委員 済みません、前回欠席しておりますが、齊藤委員から御質問をいただいております、事務局からも御回答されているのですけれども、その件について、私からの直

接の齊藤委員へのお返事というか、コメントを簡潔に述べさせていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○森光座長 簡潔にお願いいたします。

○市川委員 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

可能性表示に関する中国または国産の表示が、かつて農林水産省では優良誤認に当たるという見解があったという表記を前回出した資料に書いておりました。そのことについて齊藤委員から御質問があったと議事録を読んでおります。要点を簡潔に述べます。

以前、ある食品メーカーが、原料原産地表示について、任意で国産または何とか国という表示を行ったときに、農林水産省から、国産または何とか国という表示は優良誤認のおそれがあるとの指摘を受けたというものです。それについて私が記載をしました。つまり、現行ルールの任意表示では、国産または何とか国と書くのは優良誤認の疑いがあると。今回検討されている新しいルールにおいては、義務表示になると、国産または何とか国と書いても優良誤認には当たらないと理解をしておりますが、その理由について、議事録の中の事務局側のお答えは、以前は事業者が任意で表示をしたから問題になったが、今回は国が決めてオーケーを出すので、かつ注意書きを必ず枠外に書くことで、問題にならないというような見解であったかと思えます。

ただ、私には疑問が残っております。今までの優良誤認にかかわるような事例について、消費者庁の見解というのをレビューしてみると、優良誤認というのは一般消費者、つまり、世間一般が誤認するかどうかという点が一番ポイントになっていたと思えます。優良誤認と判断するのは消費者であって、消費者にとっては、その商品についての表示が義務表示なのか、あるいは任意表示なのかというのは直接的には関係ないと思えますが、事務局はこの点についてどのようにお考えなのでしょうかとということをお伺いしたいと思えます。

消費者庁のホームページに原料原産地表示に関するQ&Aが掲載されているのですが、その最後に逐条11という項目がございます。そこに書いてあることを簡潔に述べると、国産または何々国の表示は、注意書きを枠外に書いてもだめですという見解です。つまり、注意書きを書けばそれでオーケーということにはならないのだと思っております。

以上です。

○森光座長 今の議題は次の議題2に関連することだと思えますので、申しわけありませんが、先に1～2ページのところの話の後、3～5ページのところがまさに関わる場所ですので、申しわけないのですが、先にそこを進めていくとどんどん議論がめちゃくちゃになると思えますので、私、座長としては、進め方としては、まず1～2ページに入らせていただいて、3～5ページのとときに今の市川委員及び、その後に岩岡委員のほうからも御意見をいただく。

岩岡委員のお話は関連のことですよね。

○岩岡委員 1～2ページについてです。

○森光座長 1～2ページの話。では、早速ですが、ありがとうございます。

1～2ページのところで、これまではイメージでとお伝えしていたことを、この検討会でのいよいよ取りまとめに向けていくための、もちろん案ではありますが、これは文章化していくためのイメージではありませんということで、具体案として、ぜひ1～2ページに関するところ、すなわちこれまで主語を決めてきて、述語の部分が1ページに当たる上位1位の原料に関する原産地の義務表示という述語、及び、2ページの表示は、国別重量順位というところになってまいります。

ここに関しまして、まず岩岡委員、よろしくお願いたします。

○岩岡委員 質問です。農水のほうから説明いただいた参考資料2の1ページの97商品についてなのですが、これについては、前回、私のほうで全ての加工食品に原料原産地表示を義務づける実行可能な方策について検討を進める上で、可能性、大括り、中間加工原料とあと可能性+大括りというのがありますけれども、その4案が出てきて、それを実際にやった場合にどうなるのかということが数字的に見えないと何とも議論できないので、わかるような資料を示してくれと申し上げまして、それに対応していただいたということで、ありがとうございます。

この97について、先ほど工場の規模の大小、大きいところから小さいところまで選んでいますよということがありましたけれども、この33工場97商品がほぼ一般の世の中、多分数千品目あると思うのですけれども、そのことを大体あらわしているのだということが感じ取れるような、もうちょっと業界的にはどういうところで、ちゃんと網羅されているのですとか、そこら辺の説明も少ししていただけないでしょうか。

以上です。

○森光座長 ありがとうございます。

これは大変大事なところなので、農水のほうから御説明をお願いいたします。

○島崎農林水産省消費者行政・食育課室長 農水のほうから説明をさせていただきましたが、今、岩岡委員が言われた、どういうところに行ったのかという御質問でございます。

第3回の資料を見ていただければ、わかるかもしれませんが、より一般的なところとしては、パン、ジャム、しょうゆ、ハム、ソーセージ、乳製品、ドレッシングなどの業界に回っております。数からいきますと、小麦粉、パン、シリアル、ドレッシング、しょうゆ、缶詰、レトルト、果実飲料、野菜飲料、トマト加工品、大体それぞれ2～4企業数を対象にさせていただきましたし、調査工場につきましては、従業員数別ということになります。100人以下から1,000人以上までの企業さんに伺って、この報告書をまとめたということでございます。

そのときに、前回の報告書では、実を言うと企業秘密に関することをたくさんお伺いしました。それについては一切出せないという状態にあります。これは非常に、今この場で感謝を申し上げたいのですけれども、各企業さんが上位3種類について、どういう国から供給しているのかというのを本当に丁寧に2年間にわたりデータを教えていただきました。それは農水省の中でも、取扱注意文書になって、我々はそれをもとに解析をしている

ところですが、したがって、今回は、そのもとのデータから再度、1位のものについて拾い出しをして、ここにあらわしたものです。

それらが全国の何万という数のあるものの本当に代表になっているかという事実関係については、必ず代表ですということは言い切れませんが、今、言ったように、大手さんも含めたベストスリーということを考えて、十分参考にしていただけるのではないかと判断をしております。

以上です。

○森光座長 ありがとうございます。

このほか1ページ、2ページで。

岩岡委員、どうぞ。

○岩岡委員 どうもありがとうございます。

今の説明を伺いまして、ほぼ参考にできる資料だと、私も受けとめさせていただきました。それを前提に意見を述べたいのですけれども、この33工場上位3品目の97は、事前説明では22+4以外のものだとおっしゃっていらっしゃるとのことと、それから、世の中一般で2割、3割の品目数の売れ筋で7割、8割の売り上げをつくるというのが小売の世界だとも聞いておりますので、そういう意味では上位を3品目ずつ選んで調査されたということは、おおむね世の中に引き延ばして傾向として見ていいのかなと思っています。

そうなりますと、事前に説明いただいたときと数字がかなり違っているのでちょっと戸惑っているのですけれども、参考資料2の円グラフの97商品のうちの1カ国が46%であって、さらにその1カ国の右の棒グラフでいくと、生鮮原材料が23ということですので、下は「〇〇製造」となるということで、上の緑の23のところ为国別表示されるということです。これを前回、スーパーの売り場で調査したときに、22+4については11%ぐらいあったというふうにあります。そうすると、これは残り89%に当たる部分になりますので、この数字を掛け合わせると、おおむね20%の商品が1カ国で国別表示をされるということになります。

それで、資料1の重量割合上位1位の原料を対象とするということからすると、今ちょっと申し上げましたように、全体の20%ぐらいの商品に国別、1カ国の表示がされるということで、今まで11%ぐらいでしたのが3倍ぐらいになるということなので、そういう意味では、資料1の1ページの重量割合上位1位を対象とするという考え方については賛成でございます。

以上です。

○森光座長 ありがとうございます。

そのほか、消費者のほうからいかがでしょうか。

齊藤委員、よろしく願いいたします。

○齊藤委員 ありがとうございます。

1月にこの検討会が始まりまして、回を重ねて今回9回ということになりますので、大

分大詰めに近づいているなど思っております。これまで参加させていただきまして、回を重ねるごとに、お互い原則論的な立場がありつつも、徐々に柔軟性のある方向での議論が進められてきているのではないかと認識をしております。最終的な取りまとめについては、座長から冒頭にお話がありましたが、まず、消費者への情報提供の充実を図ることを第一としていただいて、そのための事業者の実行可能性について、まず関係者が歩み寄ることが大事でありまして、大局的な見地からの御判断をいただいて、合意形成に向けた方向性を打ち出すということが重要であろうと思います。

具体的には、義務表示の対象となる原材料でありますけれども、先進国の例もお示しいただいて、情報提供の観点からは、できるだけ多くの原材料を表示対象としてほしいというのが消費者側の意見かと思いますが、現段階では、事業者に過度の負担とならないようにするというのも非常に大事なポイントでありまして、重量割合の1位のみとすることが現実的な選択肢ではないかと考えます。

国別表示については、繰り返し申し上げているように、消費者が第一に求めているものでありますので、この商品の割合がふえる制度の見直しということが最も大事な点であります。しかし、実行可能性ということを配慮いたしますと、可能性表示や大括り表示を認めていくということが大局的な判断として求められているのではないかと考えております。これができない、また、意味がないとするならば、表示なしの現状が続くだけで、消費者の求めには何ら答えられない結論になるのではないかと考えております。

○森光座長 ありがとうございます。

そのほかよろしいでしょうか。

夏目委員、お願いいたします。

○夏目委員 ありがとうございます。

まず、「1 義務表示の対象となる加工食品及び原材料」のところでございますけれども、重量割合で上位1位の原材料を義務表示の対象とするところ、これは今、齊藤委員からお話もございましたように、合意形成に向けて折り合いをつけるためには、まずスタートは上位1位から始めるということは妥当な方法なのかなと。私は当初、2位まで表示をすることが望ましいとは思っていたのですが、事業者の実行可能性、やはりなかなか表示困難というお話が今までもいつもいつも出てまいりましたので、そこのところを折り合って上位1位というところは、今の段階ではやむを得ないかなと。まず1位でスタートをして、今後また変えていけばというような韓国の例もございますので、そういう形になろうかと思えます。

次に、冠表示につきまして、全農さんからは御自身のところの製品を例に挙げて説明がございましたけれども、委員の間では余り議論はされなかったと思います。私自身は、当初のころ、この冠表示というのは義務表示をしていただきたいと申し上げてきたところですが、それはあくまでも冠表示を、その製品を特徴づける原材料が商品名に含まれるという意味での冠表示を想定していたわけですが、事務局から出された資料を読んでみ

ますと、冠表示というのは非常に定義が難しい。特徴づける原材料名を使っているだけではなくて、風味をあらわしていたり、商品名自体が冠であったり、さまざまなものがあるという現状もわかってまいりましたので、今回、義務表示からは外して、事業者のガイドライン、事業者が積極的に開示していただくという方向で、これも妥当な方法かなと思っております。

そして、「2 義務表示の方法」の中間加工原材料でございますけれども、なかなかこのところは難しいなと思いつつも、今、表示がされていない現状を見ますと、可能性表示なり大括り表示を条件づけで認めるという方法でやれば、ゼロから一歩進むとは考えているところでございます。

本日出されて説明されましたこの資料は、やはり事業者、消費者双方が合意形成に向けて表示を拡大していこうという意味で一歩、二歩前に進むという意味では、随分整理された資料を出していただいたと思っております。

以上でございます。

○森光座長 ありがとうございます。

時間が少しありませんので、市川委員、お待たせしております。今の話が出ましたので、次の3～5ページも含めて、すなわち例外1、例外2、例外3にわたるところをあわせまして、よろしいでしょうか。ちょっと長目にここの部分を含めて時間をとりたいので、先に富松委員から行かれますか。富松委員、よろしくをお願いします。

○富松委員 可能性表示も大括り表示も含めてよろしいということですか。

○森光座長 お願いします。

○富松委員 まずは、これは前回も申し上げましたが、ことしの天災、台風による不作とか、小麦の豊作であるとか、ことしは果実のすそものが出てしまうのではないかと、そうすると果汁が余ってしまうおそれがあります。国別表示であろうと、可能性表示であろうと、大括り表示であろうと、こういった場面にどう柔軟に対処するか。これは制度設計の中でぜひとも考えていただきたいと思っております。これが1点目です。

次に、可能性表示や大括り表示について質問させていただきます。

このフローチャートを見させていただきまして、今回新しく出た内容で、2カ国の場合は国別表示か可能性表示、3カ国以上にならないと大括り表示が使えないという記載があります。このように定義された理由が何なのだろうかということを確認させていただきたい。実は事業者のほうから声として上がっているもので文字数が多い国名の問題があります。例えばコートジボワールであるとか、パプアニューギニアであるとか、原料はないでしょうがトリニダードトバゴであるとか、そういった長い名前のものでありますと表示しにくいので、大括り表示を2カ国でも使いたいという意見を私はいただきました。ここでそういう意見があることを紹介させていただきます。そういう意味でも、ここで2カ国と絞られた理由をお聞きしたいというのが2つ目です。

3ページ目で、可能性表示の根拠について、原則として、過去の取り扱い実績に基づき

表示をすること、また、新製品の場合には、使用計画を認めるという話がありましたが、調達を真面目にやっておりますと、次の年の市況というのが見えてくるものであります。ことし、どの地域で穀物の不作が起こっているか、そうすると来年はどこのものが高くなるのか。こういうのはどこの調達もやっております。そうすると、新製品以外のものは全て実績をベースにした根拠ということではなく、しっかりとした根拠があれば予定でもいいのではないかと思いますので、制度設計の中で御配慮いただきたいと思います。

ただ、この根拠というのが、お客様に対する真正性確保、また、偽装や隠蔽の防止に対して非常に大事なので、この部分のロジックについては広い幅を選択させていただきなげら、逆にそれに対する真正性は責任を持って事業者が担うというような形にさせていただければと思います。これが3つ目です。

○森光座長 ありがとうございます。

市川委員のはこの後にさせていただいて、お待たせしてごめんなさい。先に、富松委員から出ました天災等の対応に関するところ及び、今言いました文字数とか、予定でもよいのではないかとこのところを事務局、消費者庁のほうからお願いいたします。

○富松委員 質問は、可能性表示は何で2カ国からなのかです。

○森光座長 その次に回させていただいて、ごめんなさいね。仕切りが悪くて申しわけありません。

○赤崎食品表示企画課長 それでは、ただいまの富松委員からの御指摘についての回答をさせていただきます。

まず、災害等という形で想定できない事態が起きたときにどう対応するのかという観点から御意見がありましたけれども、その点につきましては、食品の表示と内容の一致ということは、消費者の誤認防止という観点から重要な視点だとは考えております。ただ、実際にこれまでも東日本大震災とか、熊本の震災のときには、表示制度の執行の面で弾力的な運用というのをやらせていただいております。

今回も、富松委員の想定される具体的な状況をきちんと整理した上になってからだと思いますけれども、基本的に、まずは運用の中でできる限りの配慮をするということで対応のほうは考えたいと思っております。

2点目の輸入の大括り表示について外国数を3以上とした理由でございますけれども、この点につきましては、一般に国数がふえるほど表示スペースの確保が問題となると、これはおっしゃるとおりでございます。そういうことも踏まえて、表示制度全体を事業者の方も含めて、関係者の合意形成を図りつつ、今よりも消費者への情報提供をきちんとしっかりと行っていく、充実させていくという観点から、いろいろなバランスを考えまして、まずは3カ国という形でここは考えております。

あと、資料1の3ページの事業の使用予定、計画のところ、調達を真面目にやっていると市況が見えてくる中で、そこはもう少し弾力的な形で考えられないかという点でございますけれども、3ページで書いております使用計画、過去の使用実績につきましては、



要は中身がしっかりしたもので、いろいろな方々に表示の根拠として問われた場合に、きちんとしたものとして説明できるというのが大事だと思っております。まさにそういう観点から、しっかりしたものかどうか、それを切り口に、具体的にどういうものを認めていくかというのは、このフレームで検討を進めるとなれば、我々のほうでもそこは実情を踏まえて考えていきたいと思っております。

○富松委員 ありがとうございます。

先ほどの3つから始めるというところについても、制度設計のところでは本当に3つからなのか、2つからなのか、大括り表示ですね。この件も制度設計の中で議論していただければと思います。よろしくをお願いします。

○森光座長 農水のほうからもお願いします。

○島崎農林水産省消費者行政・食育課室長 今と同じことなのですけれども、我々も工場をたくさん回らせていただきまして、突発的なことについてはたくさんおっしゃりました。それについては今、消費者庁が言いましたように、弾力的運用もあり得ます。ただ、中には為替レートの変動もよろしくと言われたのですけれども、それは難しいですねという話はしております。

2カ国については、現状も2カ国で、3つ目からその他という表示の仕方が22食品群ではされています。字数というのはあるかもわかりませんが、2カ国で書きあわせないということが、我々としては基本的にはないのではないかと。消費者の方々も、できるだけ国名を書いてほしいという検討会での強い御要望もあって、今回は2カ国については、「又は」表示でもいいのですけれども、国名を書いてくださいということにしております。

新製品以外についても、本当に工場でもたくさん御意見をいただきました。それについてはしっかりした計画があれば、もちろん構いませんよと。計画で今まではこうだったのだけれども、来年からからはこうなのだと。では、それを計画に書いていただいて、それについてあらわしていただければ、それでいいのではないのでしょうかと考えております。

したがって、そういう場合の注意事項の書きぶりについては、いろいろなバリエーションが出てくるのだと思います。これは細かい話になりますので、事業者の皆さんや消費者庁とよく話し合っていきたいと思っております。

○森光座長 ありがとうございます。

では、一度これで市川さん、済みません、お待たせしました。先ほど言いました優良誤認ということで、任意、義務ということ及びこれまでの各省庁での対応が、基本的に国産またはある国というのはだめですよという話が少し矛盾しているのではないかと指摘に関して、それぞれまたどちらかの省庁から、お願いいたします。

○赤崎食品表示企画課長 それでは、先ほど市川委員から、可能性表示、「又は」表示について、景品表示法上の優良誤認に該当するおそれがあると、以前そういう指摘をいただいたということでございましたけれども、先ほどの話は、市川委員も言われておりましたが、任意表示ということだと理解しております。今は、表示の義務づけということで、消

消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保、それに資するという食品表示法の目的規定、これは公益でございます。その観点から、表示の義務づけはどうあるべきか。まさにそういう御議論をいただいておりますので、この消費者への情報提供、選択に資するという公益と、先ほど市川委員がおっしゃいました誤認のおそれ。それをバランスして、最終的には制度として仕組むということかと思っております。

あと、前回も私のほうからお伝えしているのですけれども、先ほど言いましたように、任意でありますと、みずからの主体的判断ということでの表示になりますが、国の表示制度の義務づけの中で行う場合は、実質的な違法性は認められないということに加えて、今回お示ししている可能性表示の方法につきましても、注意書きを書かせるということをや要件として御提案をさせていただいております。

加えて、これも前回申し上げましたけれども、国産または外国産と書いて、でも、実際はいずれか片一方であることが明らかといった場合は、それは可能性表示を認めないというような形で、実際の運用に当たっても、いろいろな形でできるだけ誤認を防ぐ、そういう注意書きなり運用をする。それが全体相まって、前回こちらのほうから回答させていただいておりますので、それは念のため付言をさせていただきます。

あと、先ほど市川委員から、Q&Aの逐条11では、可能性表示については認められない。それは枠外にいろいろ注意書きを書くのも認められていないというお話がありましたけれども、我々が認識しているのは、今も原料原産地表示の関係のQ&Aを消費者庁で出しております。その中の「問16-3」というのがありますけれども、そこではちょっとそれと異なる書きぶりになっております。ポイントだけ読みますと、「原材料の性質等を勘案し、例えば前年の取り扱い実績の多い順など、合理的な根拠に基づいた重量順に〇〇ということで、A国またはB国のように表示することもやむを得ないと考えてます。この場合、消費者に誤認を与えないように一括表示欄外に、原料原産地は当社における〇年の取り扱い実績の多い順に表示しています」等々と書かれております。個別のお話を申し上げて時間をとってしまって申しわけないのですが、今、言ったような形で消費者庁が整理をしておりますので、そのことについてもあわせて御説明をさせていただきます。

○森光座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

先に、田熊委員から手が挙がりましたので、田熊委員、よろしくお願いたします。

○田熊委員 大括り表示の件なのですけれども、前回もお願いした要望事項で、EUというものが順位に流れているところがありますので、もし可能でしたら、EUという部分での大括り表示も認めていただけるとありがたいと思います。

もう一点、先ほどの話なのですけれども、ちょっと単純な疑問がありまして、義務表示での重量1位の場合はこれでいきますよという話ですね。こういう形になりますと。これが2番目の部分で任意表示した場合は、これはやはり難しいのですかね。任意でやった場合は違法になるのですかね。

○森光座長 お願いいたします。

○島崎農林水産省消費者行政・食育課室長 より詳しい情報を書きたいという意味ですね。それは全く問題ありません。だから、3つあっても、4つあっても、5つあっても、全部国別に書いていただいて、重量順に書いていただいて結構です。

○田熊委員 国産または輸入品というのを、義務表示とは別に任意表示で書いた場合、それは違法になってしまうのですかという質問です。

○森光座長 要は、任意のところで、何とか国、何とか県使用というときに、重量が1位ではなくても、2位のときはどうなのかということ。

○島崎農林水産省消費者行政・食育課室長 2位以下についても重量順に記載をすることですね。それは問題ありません。でも、万が一間違っていれば、それは違法になりますので。

○田熊委員 それはそうですね。

○森光座長 岩岡委員、お願いいたします。

○岩岡委員 3～6ページについてですね。例外1～4について、それぞれ意見を述べさせていただきます。

まず、例外1の可能性表示については、この間、申し上げてきている繰り返しになりますけれども、入っていない国でも国別表示される可能性もあるので、やはり商品の中身を正しく情報として伝えるものになっていない。あるいは消費者の誤認を招くということで、そちらのデメリットが大きいということで、反対をさせていただきたいということです。

次の例外2の大括り表示については、先ほどの円グラフと棒グラフの資料で計算しますと、10%ちょっとになると思うのですけれども、これも消費者が本当に知りたい情報でないこと、実質的には消費者が選ぶことについての情報提供にならないということなので、国別表示ではないので、これも反対をさせていただきます。

それから、6ページの大括り表示+可能性表示、これについても2つ反対ということなので、当然反対なわけですがけれども、これは言葉をかえれば、輸入または国産というのは、地球のどこかでとれているということですから、全く意味のない情報であって、こんなアウトプットを本委員会としてやっていいのかというもう一方の疑問が大きくなります。

それから、中間加工原材料の「〇〇製造」ということについて、これもやはり消費者はどこでとれたものなのかを知りたくて国別表示を望んでいるのに、先ほどの97品目を引き延ばして考えると、全体の4割以上が恐らく「〇〇製造」となると私の計算ではなりましたので、国別表示を検討しているのに「〇〇製造」ということで、それが4割以上も発生してしまうということは、やはり容認できないと思っています。

それと、これも事例として何回か出ていますけれども、国内製造と表示された場合には、国産というふうに誤認してしまうことがかなりあるのではないかとということで、本来この検討会でTPP対応ということで国産を応援していこうということの趣旨からしても逆効果になってしまうのではないかと考えています。

さらに、6ページの右側の事例で清涼飲料水「りんご果汁（ドイツ製造）」というのは、

このようになるということなのですから、これが果汁飲料の場合は、今のルールは「りんご」としか書けないと聞いておりました、そうすると「りんご（ドイツ製造）」となつて、これを見ればほとんどの消費者は、ドイツで収穫されたりんごだと思ってしまうのではないかということです。ですから、極めて誤認を招くことが含まれておりますので、これについても反対ということで、そういう意見を述べさせていただきます。

以上です。

○森光座長 ありがとうございます。

今の中間加工原材料については次の議題ですので、そこはちょっと置かせていただいて、皆さんにもう一回、申しわけありませんが、3～5ページ、すなわち例外1～3について御意見があるところでよろしくお願いします。4番目を絡めるとまた複雑になりますので、例外1～3について。

では、市川委員からどうぞ。

○市川委員 今、座長から切り分けて発言と言われているのですが、もうこの段階で細部に切り分けた意見というよりは、全体を貫いた考え方ということで述べさせていただきたいのですが。

○森光座長 くっつけたほうがやりやすいですか。それでよろしいですかね。では、1～6ページまで入れてください。お願いします。

○市川委員 ありがとうございます。

私は、消費者に届ける情報を広げるということに対しては賛成です。それから、お互いのステークホルダーが歩み寄るということについても、そのように意識をしているつもりです。その上で、今回、事務局から出されました案につきまして、私は、自分を含めて消費者のことを思うと賛同できません。その理由は、基本的にはパッケージの食品表示というものが中身と一致するのが大原則と考えているからです。「又は」表示で入っていないかもしれない産地を表示することは、やはり誤認を行う可能性が大きいので賛同できません。たとえ枠外に注意書きを義務として書いたとしても、消費者が気づかない可能性も大きいと思います。加えて、先ほど述べましたように、逐条11に書いてあるように、消費者庁自身が優良誤認ということで、枠外に書いてもだめというような見解も既に出されている状況だと認識をしています。

このように消費者の誤認を招くような問題点が多々懸念される可能性表示や大括り表示、大括り表示＋可能性表示とか、そのようなものを容認しなければ実行可能性がないということが大変残念なのですから、そもそも全ての加工食品に表示をするという考え方自体が無理だからではないかと思っています。ないよりもましという考え方もあると思いますが、消費者の誤解を招く可能性が高いのであるならば、むしろないほうがましだと私は考えます。だからといって、拡大に全く反対というわけではありません。

私は、本当にこの検討会の中でも悩みました。そして、家に帰ってからもしょっちゅう悩みました。改めて、やはり現在ある原料原産地表示制度を原則として、国別表示を原則

とした22食品群と4品目、これを限りなく拡大していく方法を提案させていただきたいと思います。消費者は、加工度が低くて原材料がシンプルな食品を含めるようにしていただければ、原料原産地表示に対する消費者の満足度は高まると考えています。事業者の実行可能性と消費者の誤認をなるべく防いで、消費者のメリットを生かす。ここを勘案すると、落としどころはここしかないのかな、ベストではないのかなというのが私の意見です。

○森光座長 岩岡委員が言われた、1カ国、2カ国上位重量順で計算までしていただいているありがたいことですが、3倍強情報が広がるということに関しては、いかが思われますか。

○市川委員 確かに情報が広がるという点においてはいいことだと思います。ただ、その情報が広がるデメリットはありますね。やはり可能性表示であるとか、大括りであるとか、そういう消費者の誤認を招く表示も認めていかなければ、広がりを楽しめないというところがジレンマだと思います。

○森光座長 そういう個人的な意見ということですね。

永田委員、お願いいたします。

○永田委員 私、最初から言っているのですけれども、加工食品の原料原産地表示は消費者が自主的かつ合理的に食品を選択するための大事な情報提供の制度だと思っています。ですから、できる限り多くの加工食品に原料原産地の表示をしていただきたいと思いますと考えております。

今回、全ての加工食品に原料原産地を表示するという事で説明いただきました大括り表示や可能性表示など、またはプラスするというような表示方法の提案があったわけですが、この御提案について、国別表示が原則であること、それから、消費者の誤認を避ける方策をとることを条件として、私はおおむね賛同したいと考えております。ただし、表示ルールが非常に複雑になるようなことから、メーカーさんが表示をする際に問題が生じるのではないかとということと、消費者の誤認ということが一番の心配です。そこをできるだけクリアできるような制度をつくっていただきたいと思いますと考えております。

私は以前から、食品の表示は明確で、矛盾がなく、有益で、確認が容易というのがベストだと思っています。御提案いただいた原料原産地の表示方法は、この全てを満たしているとは言えないようにも思いますけれども、市場の加工食品の表示が10%程度というような現状を考えると、消費者への情報提供としては、今回の御提案は大きな前進だと思いますので、ぜひ表示の制度化を進めていただきたいと思いますと考えております。

○森光座長 ありがとうございます。

齊藤委員、お願いいたします。

○齊藤委員 私も今、永田委員の発言とおおむねかぶさるわけではありますが、例外をつくらなければいけないという状況は、これまで9回繰り返し議論してきた中で、認めていかざるを得ないという結論に達しております。その上で、可能性表示でありますけれども、これは国別表示からするとやはり半歩後退という印象はどうしてもあるわけがあります。しかも、岩岡委員からお話がありましたように、仮にC国というものが含まれない

可能性もあるという御指摘は、そのとおりだと思いますが、私は、注意書き表示によってその弱点をある程度補うことができる。さらに、何の情報も得られない現状から見ると、これは半歩前進という表示方法だと評価すべきであろうと思います。

それは大括り表示も同じであります。例外の数字が大きくなるにしたがって、やはり一歩ずつといいますか、半歩ずつ後退する印象はどうしても拭えないわけですが、これは実行可能性という見地から、このようにせざるを得ないということで理解をいたしておりますし、これは消費者にとっては、例えば輸入と国産がわかるだけでも非常に大きな情報であろうと思います。

誤認のことについては、同様にやはり誤認があってはならないといいますか、仮にあったとしても少なくしたいということは当たり前のことでありますので、この点は表示拡大を行う上で、わかりやすさであるとか誤認対策をセットで考えていくということが大事な視点だと思います。

ただ、誤認のおそれがあるから、その情報提供をためらって現状のままでいいのだという事にはならないのではないかと思います。

今日は御専門の竹内委員がいらっしゃらないので、お聞きしたかったのでありますが、今回の原料原産地表示の拡大によって、例えば消費者教育でも対応できずに重大な消費者損害をもたらすような誤認の事案というものはどのようなことが想定されるのか。ぜひ、知見があればお聞かせいただきたいと思っておりますので、竹内先生以外の座長も含めて御見識のある皆様から、どのようなことが考えられるのか、ぜひお聞かせいただければと思います。

○森光座長 竹内委員と少しお話ししたときに、先ほど少し出ていましたが、国産品の原料を使っていることと国内製造に関して、それを見て大部分の方が、これは国産の日本のりんごを使っているのだと、やはりそういうことは起きないであろうと。むしろ、使われているか、使われていない国に対しての誤認が起きることは当然含み置きになる。ただ、竹内先生としてはそういう情報を含めて、例えば順位がちゃんと示せるのであれば、賛成されるとのこと。むしろ最初から竹内先生は大括りの重量順でやるのが一番、消費者にとってはよいという意見を出されておりました。今はもちろん、国別で可能性のほうが、より詳しい具体的な表示になっていくということを御意見として伺っております。ありがとうございます。

先に金井さんのほうからお願いいたします。

○金井委員 よくまとめていただいたと思っております。これまで22食品群＋4品目からいろいろ議論してきて、表示対象の拡大が全然進んでいなかった印象です。そんなときに、「全ての食品を義務表示の対象とする」という大きな命題のもとに、さまざまな議論をここでずっと積み重ねてきました。全ての加工食品について原料原産地を義務表示の対象にするという今回の考え方は大きな前進だと思っております。

22食品群＋4品目は引き続き国名表示をやるということになっています。私も前回、製

造地表示について意見を申し上げましたが、今後も技術革新などいろいろあるわけですから、例外的な表示方法についてもさらにそこに向けて一步、二歩進めていくということを引き続きやっていくことが大切です。それを前提に、まずは今の例外的な表示方法について一つ一つ消費者に誤解がないようにしっかり説明や工夫をする努力をしていただき、とにかく「全て」で表示することについて大きく前進していただきたいと思います。あとは少しずつ改善していったらいいのではないですか。

○森光座長 この流れの中で、池戸委員から先に御意見いただきたいのは、こういう可能性、例外1～4まで含めたことを少し御意見いただければと思うのですが。

○池戸委員 先ほどから御意見も出ていたのでちょっとかぶるかもしれませんが、今回の検討は全ての加工食品を対象にしたということと、国別表示を原則というところで、これはアンケート調査等で消費者の方々の要望とかニーズに込んでいるという点で、かなり進んだ方向性に行っているかと思っています。肝心なのが、やはり消費者の方に理解して使ってもらおうということであれば、消費者の方が誤認されるという形になると、これは非常にまずいということだと思いますが、例外のところを入れるかどうかという話のときに、少しでも消費者が求めている情報を提供するという観点では、こういうやり方しかないかなというところでは、資料1の最後に書いてある消費者教育の推進のところが重要です。これとセットで普及する。新しいルールの下での表示なので、例えばこれはルールの理解のための啓発をせずに、幾ら注意書きをしたとしても、初めてこれを見る人だと、「又は」だけとか、句読点だけでやって、可能性なのか、あるいは大括りなのかというの、多分理解できないと思います。

すなわち、消費者に活用していただいて初めて実効ある制度であり、企業の方も努力されているということですので、現場のほうで活用していただくためにも、教育のところを十分やっていただかないと、これは生きた制度にならないのではないかと思います。

もう一つは、多分、中小企業の方は仕入れ先の情報をもとに表示するというところになると思います。これは現状でも業務用のところは表示情報について常に書類ベースで情報提供するという前提になっていると思います。業務用の今のルールが厳しくなるとかというわけではなくて、今も的確にやられているかと思いますが、そここのところがあって初めて、特に中小の方は正しい表示ができるかと思いますが、引き続き、業務用のところの運用も的確にやられるということも、もし報告書のところに書けというのであれば、そういうところも念のために書いていただければありがたいと思っております。

○森光座長 武石委員、お願いいたします。

○武石委員 今回、かなり実行可能性という意味ではさまざまな案をつくっていただいたと思っております。しかしながら、やはり消費者の方に理解していただくための表示制度だと思っております。市川委員のおっしゃるように、今回の制度は基本的に前回提出していただいたものとそう大きく変わっておりません。特にこの中で各委員が問題とした可能性＋大括りです。これについて、これは生産者団体も含めておかしいではないかという話

が噴出したわけだと思うのですが、全然その表現が変わらずに、なぜ今回は納得されたのか。それから、消費者の方も複数名の方が反対されたと思いますが、ほぼ案として変わっていないのに、この一番表示としておかしい「輸入又は国産」の可能性表示、何の表示をしているのか消費者の方には恐らく全くわからないと思います。どんな注意書きをつけてもわからない。仮にこういった表示がされれば、事業者のほうに問い合わせが殺到して、事業者のほうの説明に追われる。一方で、消費者教育をしなくてはいけないような複雑な表示というのは、本当に表示なのかというのを私は疑問に思っております。

いずれにしろ、もう少し市川先生が御提案いただいたような、原料が例えば生鮮であるようなものを1位とした場合にどんな制度ができるのかとか、現行制度でいろいろ問題点があるものについて検証して、改善していくとか、そういったところからきちんとやるべきではないかなど。

6回目以降、なぜ全品目について拡大するかということで、かなり皆さんからお叱りを受けて、まず議論はしてみようということで、議論は参加させていただきましたが、結果としてこれ以上の案が出てこないということであれば、この時点で食品産業センターとしては、現行のこの3案について、大括り含めて、中間加工原材料含めて、なかなか消費者の納得を得られるような制度設計になっていないのではないかとこのことを改めて意見表明したいと思います。

○森光座長 ありがとうございます。

関連の事項ですね。どうぞ。

○市川委員 ありがとうございます。

この事務局の御提案について、事業者の実行可能性を優先するという、そのことが最優先になってしまって、消費者の選択の質、クオリティーがかなり低くなっている状況だと思っています。先ほどの逐条11を質問したときの事務局側のお答えにも、公益と消費者の誤認のおそれのバランスを見るというような回答をいただきましたけれども、この現状の案を見ると、やはり消費者のほうの選択の質がどうもないがしろにされていると思えてなりません。

私は、ここにいらっしゃる事業者の方々に改めてお聞きしたいのですが、消費者の誤解を招くような問題点が懸念されている、ある意味ゆるゆるのような制度だと思えますが、事業者の実行可能性は担保するにしても、消費者がその表示によって誤解したとか、あるいはこれは何か隠しているのではないのかなどというような問い合わせがふえたりとか、そういう不満を持ったりとか、いわゆる消費者のそういう類いのリスクについて、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○森光座長 先に櫛委員のほうからでよろしいですか。関連事項ですね。

○櫛委員 日本チェーンストア協会も金曜日に事前説明を受けまして、その後、主要スーパーマーケットの人に集まってもらって、話をしています。その中で、今、お話があったように、やはり消費者が誤解してしまう、あるいは大括りにしろ、可能性表示にしろ、い



ろいろ問い合わせがふえてしまうというところが一番の問題ではないか。この表示でどこまで真正性が出るのか、消費者の誤解を解けるのかというところが一番の懸念だという話になっています。

具体的にどうなのだろうという話をしたときに、例えば可能性表示だと、可能性表示の国名を書いて、なおかつどうやって可能性を担保しているかという一文字を入れなければいけないとなると、例えば総菜では、今でもラベルの文字数がいっぱい、つくれないような商品があるのですけれども、さらに選択肢の幅を広げて、それが消費者の本当に望んでいるところにつながるのだろうか。あるいはこれをやると、今度は本当にちゃんと表示がされているかどうかというところのチェックもしなければいけなくなって、事業者側でつくるのにも費用がかかって、チェックするところにも費用がかかるということで、原料原産地は表記されるようになるのですが、それに伴ってコストアップにつながる、もしかすると最終的には消費者の方にその負担をいただかなければいけないというようなところも含めて、もう一度この曖昧表示について消費者の方がどのように本当に捉えられるのかというのをしっかり確認していく必要があるのではないかなという話になっています。

以上です。

○森光座長 インストア加工のあれと波及が違いますので、少し事業者の方はというところが出たと思います。

○櫛委員 今のはインストア加工の話ではなくて、それぞれプロセスセンターとか工場を持っていますので、そこの部分です。

○森光座長 そこの部分ですね。了解しました。

今、富松委員から手が挙がったと思うのですが。

○富松委員 事業者として、市川委員の質問に答えないといけないと思います。答えさせていただきます。

まず最初に、私は第1回～7回まで、この案全てに対して反対でした。理由は、全ての加工食品に対する義務表示を行うことと実行可能性と真正性の確保というのは、3つとも成立することはまずあり得ないと思っていました。したがって、7回まで常に反対をしておりました。7回からは、失礼な言い方ですけども、真正性の部分を妥協していただく案で、消費者の方に納得していただくという前提で、可能性表示を推薦させていただきました。そういった背景です。ここでまた真正性が重要だという議論になるのであれば、もう一度全ての加工食品を対象にすることを見直していただかないと困ります。これがまず私の考えであります。

また、現状の案についての問題点は、実行可能であればいいというのではなく、この表示をやっていくとお客様からのお問い合わせが倍増するのではないかとか、一方、一番の心配は、1～2年この制度を運用して、もう一回見直すべきということになることです。これだけ大きく制度を変えられて、また見直しというのはあり得ないことと思います。

この制度については、今はこの方向で進めていただいているのですが、ここまでの議論

の中で、消費者の方が本当に何を求めているかということの議論が少なかったとっております。例えばなぜこの制度を入れなくてはいけないのか、なぜ全ての加工食品に対する義務表示なのか、この表示を入れるとどんなデメリットがあるのか。そういったリスクに対して制度的にどんなものを準備しているのか。こういったことを個々の企業が個々のお客様に自分の力で説明するのは容易ではありません。ぜひともここまでの議論を、消費者の方、お客様が納得できるようなまとめ方をさせていただいて、制度設計の前にこういった内容について問うていただければありがたいと思います。どんな形がよいのかはわかりませんが、きちんと消費者の方にこの案の背景も含めて説明させていただいて、それであるほど、こういう状況であれば一歩でも表示が進むのだな、だったら我慢しようかなというような、そういった対応をしていただかないと、個々の企業がそれに対応するのはとても難しいと思います。

国として、この検討会として、事務局として、今までの議論だと非常にわかりにくいので、これをまとめた形で、お客様に納得していただけるようなものをぜひ作っていただいて、消費者の皆さんに問うていただきたいと思います。

○森光座長 ありがとうございます。

事業者の方ということで、田熊委員、お願いいたします。

○田熊委員 先ほどの市川委員の意見に企業としても全く同じ意見です。いろいろな意見の中で出るのですけれども、実際にこのままで実行しようというふうにシミュレーションしますと、1回の包装資材のロットというのが、早ければ1年ぐらいで変わりますけれども、変わらないものは数年使い続けるのですね。そうしますと、ここに書いてあります過去の実績または計画というのは現状です。ただ、5年後もその表示でいけるのかどうかというのがすごく不安になるのです。それを考えますと、全てのものが多分、大括り+可能性の表示が簡単になるのです。そうしますと、市川委員が言いましたように、お客さん目線での表示では全くないので、次のページの共通事項になるのですけれども、ホームページで全てを網羅するということがもし可能でしたらば、印刷せずにホームページで紹介させていただけるのが一番、実行可能性は高いと思っています。

以上です。

○森光座長 田熊委員は常々、ホームページでの開示でということをやっていたと思います。

あわせてだと思います。岩岡委員、手が挙がっていますので、お願いいたします。

○岩岡委員 ありがとうございます。全国消団連の岩岡です。

先ほどから重量割合上位1位についてと、あと例外の1～4については、賛成、反対を述べさせていただきました。

1つ言い忘れたことがあって、2カ国、3カ国の場合は、重量の順位が頻繁に変わらなければそれで表示をして、頻繁に変わる可能性がある場合には可能性表示にしていということですが、そうなりますと、安易に可能性表示のほうになってしまうことが起

きるのではないかというのをちょっと心配しておりまして、その辺についての対策も、国別表示をきちんとふやしていくということについては必要なかなと思っておりましてということが1点。

このフロー図をお示しいただきましたけれども、これは茶色の国別重量順表示が原則で、例外が1～3とありまして、実は例外4も中間加工原材料の「○○」表示というのはもう一つ枠が必要なのだと思いますけれども、例外1～4を合わせると多くて7割近くまで例外となって、原則が3割ちょっと、多くても4割しか行かないということに試算するとなりますので、そんなことで言葉の使い方としていいのかという疑問が湧いてきますので、かなり例外1～4というのは、そういう視点からも無理があるのではないかということを感じているということです。

以上です。

○森光座長　ここで時間的には、資料1全体で共通事項も含めまして、今、手が挙がりましたが、先に毛利委員からお願いいたします。

○毛利委員　過去の原料原産地についていろいろ議論されている資料を見させていただいた上で、岩岡委員からもお話がありましたように、今回の制度案で行うことで表示される品目の割合がふえるということは、非常に前進かなと私は思います。

その中で、先ほど消費者の質という話がありましたけれども、今回の案を導入することで、私はむしろ、消費者の質が上がるのではないかと思います。こういった形で表示を拡大することで、私どもがこうして豊かに食べられる日本国において、いろいろな食料のあり方、輸入も含めて、国産も含めて、そういったものが相まって食の現状がある、ということを示すことができるのではと思います。そういった理解を促すことができ、質としては非常に上がるのではないかと思います。

もう一点、今回の検討会に出させていただいて、事業者さんの説明を聞いていまして、トレーサビリティがしっかりできているなど、日本の食の安全について、私はより安心をもつことができました。食品のトレース、いわゆる使う原材料について、非常に細かくトレースができている現状を理解することができました。

その中で、大括り表示とか可能性表示が誤認を生む可能性もあるかもしれませんが、注意書きをすることで、そういった事業者さんの取り組み、安全なものをしっかりと仕入れているということも、理解をしてもらえるのではないかと思います。

私自身も、中間加工原材料で「国内製造」とあるのは、ひょっとしたら国内の原料を使っていると誤認するおそれがあるのではないかと思います。この制度を前に進めていくという意味では、今回、事務局の方もよく練られたと思います。

その中で質問が2つほどありまして、7ページに「おにぎりののり」というのが出ていますが、今回の制度でいくと、重量の1位ではないものになると思いますが、のりは要望があったのは私も存じていますが、のり以外に重量1位ではないものでも表示をしてほしいと要望があり検討したのかどうか、というのがまず1つ聞きたいことです。

もう一点、富松委員の話もありましたけれども、例えばパブリックコメントのような形で、今回こういった制度をここまで議論しましたと公表し、消費者も含めて、事業者の方も含めて声を拾うことは可能かどうか、ということをご聞きしたいと思います。

○森光座長 のり以外の件につきまして、よろしく願いいたします。

○島崎農林水産省消費者行政・食育課室長 いろいろ御質問等もあったと思うのですが、補足はまた消費者庁のほうからお願いすることにいたしまして、まず、今日の段階でのまとめ、提案をさせていただいた中身については、これまで全8回やってきた中で、いろいろな企業の方々のヒアリングあるいは消費者からのヒアリング、検討会の皆さんの御意見、それらを総合的に判断して、よく齊藤委員もおっしゃっているように、何らかの形で歩み寄りが必要なのだろうというところも含めて取りまとめをさせていただいたと思っています。

したがって、この検討会の、私どもとしては全8回をまとめた集大成のようなものとして提案をさせていただいているということをご理解いただきたいと思っています。

可能性表示について以下、大括り表示、その他について、やはり誤認を招くからこれは反対だとか、あるいは中身と微妙に違うということがあり得るのだというお声もありました。これは以前もありました。中身と微妙に違う可能性があるというのも、可能性表示のある意味、欠点かもしれませんが、前回申し上げましたように、企業さんに消費者から幾つか問い合わせがあるときのお答えの仕方は、私が聞いた限り、ほとんど全てと言っているほど可能性でお答えになっている。つまり、あなたが手に持った商品はここですというのはなかなか言い切れないので、可能性でお答えしていますと。それで不満はありますかという回答には、どの企業さんも、いや、それで消費者の方が不満を申し出たことはありませんという回答が、私の聞いた限り全てだと思っています。したがって、これらの可能性表示そのものが無意味だとかいうことは、全く私どもは考えておりません。

それから、輸入についても同様でございまして、消費者庁がとっていただいた消費者アンケートについても、やはり国産かどうかを知りたいのだというお声はたくさんあったと考えておまして、それらを踏まえると、そういう表示も十分あるのではないかと考えております。

また、品目別に切り分けてという御意見も以前からありましたけれども、個人的には今の加工食品、どの品目を切り分けても、恐らくこういう議論になるのだろうと思っています。つまり、しょうゆであろうが、ハムであろうが、ジャムであろうが、全て同じつくり方をしているわけではありません。中間加工品からつくられている方もいらっしゃるれば、何カ国かから原料を供給されている方もいらっしゃる、あるいは1カ国で原料供給されている方もいらっしゃる。私どもがヒアリングに行ったこれらの品目は、いろいろなバラエティーに富んだつくり方をしていらっしゃると思います。したがって、品目をもし幾つか万が一切り分けたとしても、結局同じような議論をせざるを得ないのではないかと私どもは考えております。

もう一つ、池戸委員から伝達の話がありましたが、我々も十分考えないといけないと思っておりますが、今回、取り入れた中間加工原材料の製造地表示というのは、ある意味、その伝達の部分を非常に簡易化したということが言えると思っております。つまり、その前の中間加工製造品をつくっていらっしゃる方がどこの原料を使っているかまで伝達をする必要性は、ある意味これでなくなるということになります。

買うほうも、伝達されたことを本当に信用して書くというよりも、あなたから購入したということであれば国内製造ということで、比較的書きやすい。ただ、企業にいろいろお伺いしていると、いや、うちはやはりしっかりさかのぼって書きたいという企業も中にはありました。それはそれでありがたいなと思っております。ということで、中間加工原材料については、そういう意図がありますということです。

それから、岩岡さんから、個別の品質表示基準で「りんご」と書く。個別の品質表示基準というのは、「果実飲料」だったり、しょうゆだったり、油だったり、いろいろあります。それぞれ特色のある決めごとがあって、そのように書かれています。これは現在でも消費者庁と議論をしております、原料原産地表示といいますが、皆さんどうしても、我々の例でもそうなのでけれども、「りんご(〇〇)」というイメージが非常に強いのですが、原料原産地表示そのものの規則の中には、基本的には項を起こして書くとなっております。つまり、原材料の項以外に原料原産地という項を起こして書く方法が基本的には取り入れられていて、お漬物などでも原材料の項以外に原料原産地と書いて、改めて書くという方法を使っている方もいらっしゃいます。場合によっては、その方法を取り入れて、原料原産地、アメリカ(りんご果汁)というような書きぶりを別の項に起こすという手もあり得るのではないかと考えております。

個別の品質表示基準、長らくお使いいただいている各企業さんにそれらを全部改正するというのは、やはり非常に大きなことなので、そういう方法で、それこそ消費者に誤認を招かないようにするという方法がいいのではないかなと思っております。

それから、これは個人的に疑問に思っているのですけれども、よく企業さんに行くと、輸入と書くと言われたいが、いっばい殺到するのですと言われます。以前は、原料原産地表示については消費者の方は全く関心がないので、こんなことをする必要はないとおっしゃっていた方が、次に聞くと、輸入と書くと言われたいが、いっばい電話がかかってくるとおっしゃるので、どうもそこに私は若干矛盾を感じていて、もしかすると改めて消費者が気づくこともあるのではないかなと思っていて、ちょっと大げさなことを言うと、今の食品、日本は非常に多くの輸入品を仕入れて、本当に質の高い加工食品をつくっていただいていると思えますけれども、そういう意味では、そういう情報提供があり得るといえるのは、とてもいいことではないかなと考えています。

最後のほう、毛利さんからありました、おにぎりののりについてのそれ以外の要望というのは、今のところ聞いておりません。おにぎりののりについては、この検討会でも調査結果を発表させていただきましたが、実行可能性としてかなりあるのではないかなというこ

とで、全部は聞きにいきませんが、つくっていらっしゃるところに行かせていただいても、実行可能ですということをお願いしていることもあります。当然、今回、もし1位ということであれば、のりは軽いので1位にはなりません。したがって、別枠で検討する必要がありますのではないかと考えております。

ちょっと漏れがあるかもしれません。あとは消費者庁をお願いいたします。

○森光座長 お願いします。

○赤崎食品表示企画課長 では、消費者庁から3点、簡潔に補足をさせていただきます。

まず、毛利委員からお話のあったパブコメの件ですけれども、これまでのやり方でしたら、表示制度の見直しで内閣府令、つまり食品表示基準の改正という形であれば、内閣府令の改正案についてパブリックコメントにかけております。その中でいろいろな方々の御意見を伺って、それを実際の制度に反映いたしております。これが1点目です。

2点目は、消費者側の認識、受けとめに関してでございます。これは非常に大事な点でございます。当然この検討会にもそういう形で御発言いただける方、委員にお入りいただいておりますけれども、それ以外に検討会では個別に消費者の目線で御発言いただける方をお呼びして、御意見を伺ったということもありました。

あわせて、第3回目には、消費者のウェブアンケート調査結果というのも出させていただいております。やはり消費者といたしましても、いろいろなお考え、お立場がありますので、ウェブ調査の中で3,000名を対象にいろいろな項目についてお尋ねし、御回答いただいております。先ほど農水省のほうも少し触れておりましたけれども、やはり原料が国産のものを選びたいという方が65%、原料が特定の出産国のものを選びたい、選びたくない、39%みたいな形で、潜在的な表示の見直しのニーズというのは、こういう数字からもいくばくかうかがえるところもあるのではないかと考えております。

3点目になります。製造表示について、誤認の可能性が高いのではないかというお話、これは本日もいろいろな方からいただいておりますけれども、これは前回の説明のやや繰り返しになりますが、約10年前、例えば〇〇産アユの塩焼き。この〇〇産というのが、そのアユがとれたところなのか、それとも、ほかから持ってきて焼いたところなのかかわからない。それについては、10年前の時点でQ&Aという形で整理をしています。要はアユの塩焼きをA県加工とすれば、それは加工地であって原料の産地ではないと。これは10年前に産地と誤認される表示はしてはいけないというのを、当時の法令の義務で入れました。そのときの一つの解釈ということでQ&Aでお示したものでございますけれども、A県加工、A県製造、基本的には概念的には同じものだと思っております。それについてはもう10年前の時点で、A県産では誤認を招くおそれがあるけれども、A県加工であればその可能性は低いと。ゼロとは申しません。低いという形で当時の表示の基準とQ&Aを用意しまして、もう10年以上たっております。その間、A県加工というところでいろいろな消費者の皆様からわかりづらいというクレームがあったかということ、我々が知る限り、そうではなくて、ある程度定着して今に至っているのではないかと考えております。

前回の資料の補足ということで御説明をさせていただきます。

○森光座長 ありがとうございます。

時間が過ぎておりまして済みませんが、長屋委員から、消費者の発言が、そちらのお二人がやたらと多いものですから、最後に申しわけありませんが、夏目委員、永田委員に振らせていただきますので、まず長屋委員からお願いします。

○長屋委員 それでは、簡潔に言わせていただきます。

今回の検討会の目的は、消費者が商品選択に資する情報をいかに拡大していくか。ここに本当の目的があるのだと思っています。そういった意味で、今回の取りまとめにあります全ての加工食品を対象にするということについて協議していただいたということは非常に画期的なことだと思っておりますし、このことをやはり国としてのメッセージとして消費者側に伝えていく。ここが一番の大事なところだと思います。

それをやるがためにどのように実行可能性を担保していくかという意味で、今回御苦勞いただいて、例外の規定についてお示しいただいたのだと思っています。やはり基本をしっかり置いた上で、このための例外規定を設けざるを得ない。座長が最初に言われましたように、100点満点は私どもも望みたいのですけれども、それが難しいのであれば、やはりこの中での議論で少しでもそれに近づけていくという努力をしていくべきだと。完璧なものができるまでは一切一步も前に出ないということであっては、私はいけないと思っております。そのためにも、しっかりと今後、優良誤認をどう起こさないかということ、この案をベースにして、それをどのようにしたらいいかという議論を進めていただく必要があると思っています。

消費者の方々からいろいろな問い合わせがふえる。これは、私は、逆に表示に対する関心が高まっていくことだと思っております。それを企業側または事業者側だけに委ねず、しっかり国のほうもこれに対応していただくことが大事だと思っておりますし、今後この制度を一日も早く実行していただいて、その中でさまざまな点を改善していく。そして、拡大をしていく。そういうことに努めていただくために、一步、二歩前へ出ていただく、そういう議論をぜひお願いしたいと思っております。

○森光座長 続きまして、夏目委員、よろしくお願ひいたします。

○夏目委員 今、隣の長屋委員が的確にまとめていただきまして、ほぼ同じでございます。全ての加工食品を対象にし、原則国別表示、ここは変わらないわけでございます。これまでに長い議論を経て、今のこの検討会もでございます。21年に共同会議の報告書、23年に消費者委員会の報告書が出てから全然進んでおりません。その間、やはり消費者は表示の拡大を望んできているわけでございますので、今も長屋委員がおっしゃいましたように、これが100%ではありませんけれども、では100%ではないからやめましょと、これでは議論になりません。一步でも二歩でも前に進めて、事業者にも真摯に取り組んでいただき、消費者も消費者力を身につけて、双方が新しい表示について相乗効果をつけていくという方向にぜひ進めていただきたい。こんなふうに思います。以上でございます。

○森光座長 永田委員、続きまして、お願いいたします。

○永田委員 私も先ほど言いましたけれども、表示の拡大に向けて進んでいただきたいと思えます。

そのほかに2点ほどあるのですけれども、大括り表示プラス可能性表示ですが、先ほど田熊委員から、結果的にこれが非常に多くなるのではないかという御意見があり、非常に危惧を抱いております。私はこれについては、いわゆる適用除外的な商品に例外的に表示するというふうに捉えていますので、実際に表示がスタートしたときに、気がついたら表示の多くがこの表示になっていないように、通常の場合は表示ができないような条件づけをして、この表示のハードルを高くしていただきたいと思えます。

それから、国産の表示なのですけれども、1%でも2%でも入っていれば「国産」という表示が可能とすると、消費者は非常に誤認しますので、メーカーの方の意向も伺いながら、できるだけ大きい数字で足切りをしていただきたいと考えます。

でも、何はともあれ、一步でも先に進めていただきたいと思っております。

○森光座長 ありがとうございます。

今のは共通事項の割合の表示に関する御意見のところ、ありがとうございます。

ということで、時間が53分になってしまいましたので、また次の回も、案は出てまいりますが、検討の余地がありますので、取りまとめさせていただきますして、流れとしては、恐らく皆様、主語、述語の部分であります1ページ、2ページ目のところはおおむね了解していただいて、それが成り立たないと途中、富松委員が言っていたように、そこをひっくり返してしまうと、せっかく真正性というふうに問題を出されたように、あとは、この農水省がつくっていただきました表から見て、全体を見ても中間加工地を加えても出てこない部分が4分の1強ある。その中でも3カ国以内であることを見ていただくと、やはり加工という、まさに永田委員が言われたように、あけてみたら全部可能性ばかりだったというよりは、大括りばかりであったり、プラスであったりすることは恐らく毛利委員が何か少し印象を述べられて、私も同じ印象なのですが、日本の食品業界、加工業界はとて遵法性が高く、皆さん、トレーサビリティに努められているということを感じしかないという言い方は変なのですが、そういったことを我々は逆に監視していったり、消費者教育をしていかなければならない。そういったところで逆に日本全体がよくなる。消費者にとっての情報がふえる方向へ一步踏み出したいという意見を持っております。

そういう意味でいけば、まさに例外1～4に対しての御意見が多々出たと思えます。その中で、もう一度これを見直しながらではありますが、次回といたしましては、この意見を踏まえまして、いよいよ取りまとめの議論を進めていきたいと思えます。もちろんこれは今までイメージ的な図にあることを少し文章化していく形で、案として中間取りまとめ案を作成させていただきたいと思えます。それを作成した上で、皆様にまたこのような機会、そこでまた御意見をいただければと思えます。今度は全体を通して、これで何か問題、そご、特に誤認ということをお皆さんやはり繰り返言われておりますが、消費者の情



報として誤認になり得るかかどうかというところを的確に御意見いただくという方向で、ぜひ進めさせていただければ幸甚です。よろしく願いできればと思っています。

以上であります。

議題「その他」について、本日の議題以外で御質問、御意見があればですが、よろしいでしょうか。

ごく簡単に一言でよろしければ。時間が55分です。

○市川委員 ごく簡単に。パブリックコメントの件ですが、基本的にはこの原料原産地表示の検討会の案についてはパブコメは求めないという前提なのでしょうか。できればどうか、これは消費者にとっても関心の高いものですので、案ができた段階でパブリックコメントにかけていただきたい。かつ、消費者もやはり理解することが必要ですので、時間もたっぷり設けていただきたいと思います。

○森光座長 多分これはすぐに答えられる話なので、パブコメに関しては、予定はされているということでよろしいのでしょうか。

○赤崎食品表示企画課長 内閣府令案につきましては、当然。

○森光座長 同じ意見ですか。

○岩岡委員 同じ意見で、内閣府令の食品表示基準に対してのパブコメということではなくて、この委員会のアウトプットに対してパブコメを求めていただくということを要望いたします。

○森光座長 それはまた検討等を。

○赤崎食品表示企画課長 今、皆様に御議論いただいているのは基本的な方向性ということかと思っております。そういう点につきましても、まさに皆様の御議論の中で方向性というのは出していただいた上で、ただ、実際に本当に制度を見直すとなったら、具体的な要件というのは広く事業者の皆様、商品を購入する消費者の皆様もかかわってきますので、その際にパブコメを行う。今のところそういう形で進めさせていただければというのが事務局としての考えでございます。

○森光座長 座長としましても、その辺は少し考えさせていただいて、特に例えば先ほど言った国産と書ける割合とかというところも、まだ具体的な数字を出していません。そういったものが出てこないままだとやはりいつまでも誤解が生じるので、ある程度固まった案が出ないままパブコメをしても結局誤解を生むだけだと思います。まさにそれこそ誤認をしてしまっただけなので、そういった線であるところで確実にやらせていただければというのが、私どものほうからの答えになります。よろしいでしょうか。

ということで、また次回もでございますので、時間となりまして大変申しわけありませんが、まとめとしては、大きな線を今さら崩すことは座長としては全くやる気はありません。逆に言うと、例外1～4についての意見は十分聞きました。もちろん、意見が分かれたように見えますが、進むことに関しては皆さん、賛成していただいた。ただ、その進める内容がどうであるかという形で私はぜひポジティブにとらせていただければ、座長としては

大変ありがたい限りで現在おります。

最後に、消費者庁、農林水産省から御発言があれば、お願いいたします。川口次長のほうからお願いいたします。

○川口次長 消費者庁でございます。大変熱心な御議論をありがとうございました。

本検討会は、第1回目にお示しした開催要領におきまして、スケジュールにつきまして秋を目途に中間的な取りまとめを行うということでお願いをしてきたところでございます。それを念頭に置きまして検討を進めていただいたわけですが、本日の御議論では、私ども座長の御指示のもとに作成をして、お示し、御説明した資料につきまして、多くの委員からおおむねこういう方向でいいのではないかという御発言をいただいたと思います。

共通認識に至っていない部分があるわけですが、今、座長から、今回は、さらに取りまとめの議論を進めるということで、文章を作成して御議論いただきたいというお話がございました。

現時点で共通認識に至っていると考えているわけではございませんけれども、中間取りまとめ案ということで、やはりかなり精緻な議論が行われておりますので、パワーポイントの資料ということではなくて、各委員の思いをいろいろなところにちりばめた全体像をお示しすることで、そういう中で十分御議論を尽くされた案になっているかという御審議を進めていただくべきかと思っておりますので、できる限り今までの御議論を幅広く反映したようなものを工夫できたらと思っておりますが、いずれにせよ、座長の御指示を待つて十分なものを用意したいと思っております。

以上でございます。

○森光座長 ありがとうございます。

何か特別に。

○武石委員 今の取りまとめの仕方、ちょっと承服しかねるのですが、少なくとも今回冷静に聞いていけば、事業者委員全てが今回の3案についての懸念を表明いたしましたし、それから、消費者委員の数的には2名でございますが、懸念を示したと。大方が現行の案でいいというような承を得られましたというような取りまとめは、私は承服できないと思います。それについては、きちんと今回の議事録をよく見ていただいて、その取りまとめに当たっては、さらに慎重に精査していただきたいと思っております。

○森光座長 もちろん議論がこれで終わるわけではありませぬので、イメージ案及び取りまとめ案という形での発言と受け取っていただければと思います。そこで改変の余地がないというわけでは全くございませんので、その辺はそれこそお間違いなきように御勘案いただければと考えております。未定の部分がたくさん含まれていますよということは、私としては少なくとも思っておりますので、その辺は御理解いただければと思います。

では、今城局長、お願いいたします。

○今城農林水産省消費・安全局長 農林水産省でございます。

今日は長い時間、本当に真摯な御議論をありがとうございました。

少し申し上げたいのは、今日、消費者の皆様のご誤認というお話がやはりかなり議論の大宗を占めたと思います。あくまでも原則が国別重量順であるということ、それに加えて、それができない場合ということなのですが、1つは可能性表示で「又は」でつなぐということです。これにつきまして、「又は」でつないだ国以外のところからの原材料という可能性は完全に否定されるわけでありまして。したがって、「又は」でつないだ国の中から原料が入っているという重要な商品選択上の情報、その企業さんが例えば直近の1年とか2年とか、その期間はその順番の割合で原料をお使いになっているという情報が示されるわけでございます。

それから、大括りで「輸入」と書かれるということは、まさに国産は使われていないという情報なわけでございます。それが間違っているわけではないということでございます。

また、「輸入、国産」と書かれた場合には、輸入と国産がその商品にはミックスして入っているという情報がそこで示されている。しかも、国産のほうが割合が少ないという情報でございます。

さらに、それでも難しい場合、「輸入又は国産」ということになれば、先ほど地球産ということで意味がないという御発言もございましたけれども、実はそうではなくて、その企業さんがお使いになっているその商品の過去の一定実績なり、あるいはこれから使おうとしているのは、輸入のほうが多く、国産のほうが少ないという情報なわけでございます。しかしながら、それをその商品と1対1では「輸入、国産」と表示できない、そういう場合にどうするかという救済の策なのであると。その場合、消費者もそういう一定の情報が得られるということで、意味がないということではないのではないかと考えております。

そのようなことでございますので、次回このようなことにつきまして、考えを整理させていただきまして、また御議論を賜ればと思います。よろしくお願いたします。

○森光座長 ありがとうございます。

以上で本日の議事を終了しました。

その他、事務局から何か御連絡事項がありましたら、よろしくお願いたします。

○赤崎食品表示企画課長 次回の開催につきましては、詳細が決まれば、後日御連絡をいたします。

○森光座長 それでは、本日の検討会はこれで閉会といたします。皆様、長時間ありがとうございました。